



Vol. 386

2024.5.22

県知事指定農業委員会ネットワーク機構

発行：一般社団法人静岡県農業会議

所在地：静岡市葵区大岩本町 15-21

TEL. 054-294-8321 • FAX. 054-294-8380

<今月の主な内容>

I 農政対策ニュース

- ・過度な負担生じない生産計画に 衆院農水委 基本法関連3法案審議入り
- ・「総量確保目標」「守るべき農地」を明確に 農用地区域除外の場合 相当面積再生し確保を 他

II 組織の動き

- ・4月常設審議委員会 他
- ・農業振興公社からのお知らせ

III 農業者年金のページ

- ・新規加入者の状況 他

IV 情報のページ

- ・新聞・出版（新刊）の案内 他

V 今後の日程

I 農政対策ニュース

◇ 衆院農水委で坂本農相 規模・形態問わず担い手を支援 「多様な農業者 農地保全、集落維持担う」

衆院農林水産委員会で食料・農業・農村基本法改正案の審議が集中的に進められており、農地政策の在り方も論点に浮上している。

4月9日の委員会では、自民党の武井俊輔氏が目標地図の素案作成について「そもそも規模拡大することがメリットになるということを（現場に）感じていただかなければ根本的に難しい」と指摘。これに対して農水省経営局長の村井正親氏は、分散した農地を農地バンクがまとめて借り受ける場合には農家負担ゼロの基盤整備や集積協力金の交付など農地の担い手に対する支援策を講じているとし「こういったことはフルに活用していきたい」と答弁した。

立憲民主党の小山展弘氏は、米国のビルサック農務長官が農業の大規模化が農村の弱体化を招いたと発言したことを受け、日本でも同様の状況が進んでいくことについて坂本哲志農相の認識をただした。坂本農相は「各国の農業がおかれている状況はさまざまで、その国の農業を取り巻く課題に応じて必要な政策を講じていくことが重要」と答弁。1戸当たりの平均耕地面積は米国が180ha、日本が3haと、その規模が著しく異なっている点にも触れた上で「わが国では経営規模の大小や家族・法人などの経営形態を問わず、農業で生計を立てている担い手を幅広く育成・支援していくことが引き続き必要と考えている。大規模化一辺倒の支援ではない」と強調した。一方、担い手以外の多様な農業者は農地の保全管理や集落機能の維持の役割を担っているとし、水路の泥上げなど、地域の共同活動への支援などを行っていきたいとした。

11日の委員会では、立憲民主党の神谷裕氏が北海道では農地集積が進んだ結果、農村の過疎化や限界集落といった課題がさらに進行し、農村コミュニティの崩壊を招いたとの

認識を示した。坂本農相は「問題は使われなくなる農地が増えること」とした上で、多面的機能支払交付金や6次産業化、農福連携、農村RMOの推進などを通じて「農地が集積・集約化されようとも、そこに農村の集落機能、コミュニティー機能がしっかりと息づく、こういったものをつくり上げていきたい」と述べた。

同党の緑川貴士氏は「担い手への農地集積8割目標」の達成がなぜ困難になっているのか理由をただした。坂本農相は、これまでの農地集積は相対によるものが中心で、農地の分散錯置が解消されず、担い手にとって使い勝手が良い形での集積になっていたと理由を述べた。その上で「今後は目標地図を作っていただいているので（中略）地域計画に基づいて、さらには農地バンクも活用して農地の集積・集約化を一層推進していきたい」と述べた。

緑川氏が「一律に8割というのは、地域にとっては相当な高いハードルだと思う」と述べ、目標の見直しについて認識をただすと、坂本農相は「引き続き8割をめざして担い手への集積率（向上）をフォローアップしていきたい」と答弁。その一方、地域でそれぞれ事情があることを踏まえ「目標の立て方については、今後議論をしていきたい」と述べた。

◇ 衆院農水委 一部修正し基本法改正案可決 「食料の価格形成」「多様な農業者」で附帯決議

4月19日の衆院本会議で可決された食料・農業・農村基本法改正案。その前日（18日）の衆院農林水産委員会では、自民党・公明党・維新の会が共同で修正案を提出し、他の原案とともに可決された。修正部分は30条（先端的な技術等を活用した農業の生産性の向上）で、施策対象に「多収化等」を明記するとともに、新品種の育成に続けて「及び導入の促進」を加えた。立憲民主党と有志の会、共産党、国民民主党の修正案は否決された。

改正案には附帯決議が付され、焦点の食料の価格形成については「食料供給に必要な費用を考慮した合理的な価格の形成に向けた関係者の合意の醸成を図り、主要な制度の具体化を行うこと」と明記。多様な農業者については「地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮すること」と盛り込んだ。

17日午後の同委員会の質疑には、岸田文雄首相が出席した。

岸田首相は「新しい資本主義」について、市場に任せるのではなく、さまざまな社会課題に官民が協力して立ち向かい、成長につなげていくものと説明。この基本的な考え方に基づき、合理的な価格形成についても「社会課題の解決という観点からの官民の連携や協働、これを作り上げていきたい」と述べた。立憲民主党の金子恵美氏への答弁。

金子氏が「どこまで法案について（国民が）関心を持っていただいているのか（心配）」「審議がまだまだ足りない」と主張したことに対しては、国民理解の重要性に同意する一方、「国民の皆さんのがんばりは決して低いことはないと思う」との認識を示した。

◇ 過度な負担生じない生産計画に 衆院農水委 基本法関連3法案審議入り

4月25日の衆院農林水産委員会で食料・農業・農村基本法改正案の関連3法案（①食料供給困難事態対策法案 ②農振法・農地法・農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）改正案 ③スマート農業技術活用促進法案）の趣旨説明と質疑が行われ、審議入りした。

■ 担保として罰則は必要

食料供給が大幅に減少する事態に対応する食料供給困難事態対策法案で焦点となつたのは、政府からの増産要請などを受けて生産者が届け出る生産計画作成に伴う負担や罰則規定への懸念など。坂本哲志農相は米不足が発生した1993年を振り返り、生産段階でも高値を見越して売り惜しみしたり、生産物の一部を高値で流通させるために生産量を過小に報告するなどの恐れがあるとし、生産者に対しても最低限の担保措置として罰則規定の適用が必要との認識を示した。また、生産者が届け出る生産計画については水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）など現行制度の生産計画に記載している事項にできるだけ沿った内容にすることで「農業者に過度な負担が生じないよう配慮をして計画の内容を検討していきたい」と述べた。公明党の稻津久氏への答弁。

農水省の杉中淳総括審議官は、生産計画や生産変更計画の提出者がその計画に基づき増産に応じなかったとしても罰金は課されないと述べた。自民党の細田健一氏の質問に答えた。

■ 現場の懸念を見極めて

基盤強化法改正案では、農地所有適格法人の議決権要件の特例（農業経営発展計画制度）を創設した目的などが審議の俎上に上った。武村展英副大臣は、農業関係者以外からの出資を受けている農地所有適格法人が約1100社と増加傾向にあり、このうち農業関係者以外の議決権割合が40%台にある法人も約400社と増加していること、農地所有適格法人の中には農業関係者によるさらなる出資が困難、また取引先との事業連携を進めたいとする声があることなどを理由に挙げた。特例の出資者を今後、食品事業者・地銀ファンド以外にも拡大する可能性については「農業現場の懸念などの動向も見極めながら丁寧に検討していく必要がある」と述べ、慎重な姿勢を示した。稻津氏への答弁。

■ 優良農地確保で整合性

そのほか、農用地区域からの除外要件の厳格化などを盛り込んだ農振法改正案と産業立地など開発ニーズに対応する地域未来投資促進法との整合性が問われる場面もあった。武村副大臣は、地域未来投資促進法について優良農地の確保を前提とした仕組みが設けられていること、昨年末の総合経済対策における土地利用転換の迅速化措置は農振除外などの要件緩和や審査そのものを簡素化するものではないことから「優良農地の確保という点において、農振法改正案と整合性は図られている」との考えを示した。自民党の山口晋氏への答弁。

■ 持続的な発展には再生産可能が必要 参院で岸田首相

一方、衆院を通過した基本法改正案は、26日の参院本会議で趣旨説明と質疑が行われた。岸田文雄首相は「農業の持続的発展のためには、再生産可能な農業の実現が必要」と述べ、担い手とそれ以外の多様な農業者による農地の適正管理などを通じた望ましい農業構造の実現、法制化も視野に入れた合理的な価格形成の仕組みの検討、必要な予算確保などに意欲を示した。自民党の藤木眞也氏への答弁。

◇ 食料・農業・農村白書案を了承 食農審企画部会

農水省の食料・農業・農村政策審議会企画部会は4月19日、2023年度食料・農業・農村白書案を了承した。

冒頭の特集は「食料・農業・農村基本法の検証・見直し」をテーマに現行法制定後の情勢変化や今後20年を見据えた課題、同法の見直しに向けた政府の取り組みなどを紹介する。トピックスは△構造転換対策・地域計画 △物流の2024年問題 △農林水産物・食品の輸出 △カーボンクレジット △スマート農業 △農福連携 △令和6年能登半島地震の七つを取り上げる。

同白書は同審議会の答申を踏まえ、今月に閣議決定される見通し。

◇ 農地関連法制見直しで要請 茨城・大井川知事ら、坂本農相に

茨城県の大井川和彦知事らは4月4日、坂本哲志農相に農地関連法制の見直しに関する要請を行った。

今国会には、都道府県が確保すべき農用地等の面積目標の達成に向けた措置や農用地区域の変更に係る国の関与の強化を規定する農振法改正案などが提出されている。

要望書では、①国が定める都道府県が確保すべき農用地等の面積目標の設定基準について、地域の実態を反映できる基準に見直すこと②農用地区域からの除外や農地の転用、市街化区域への編入について、地域の実情に応じた対応を可能とすること③地方自治の本旨に基づき、国による農地を含めた土地の利用規制は必要最小限とすることを求めた。

大井川知事のほか、牛久市の沼田和利市長、阿見町の千葉繁町長、取手市の黒澤伸行副市長、守谷市の宮坂広志副市長、つくばみらい市の渡邊千明副市長が大臣室を訪問し、要望書を手渡した。自民党の葉梨康弘氏（衆・茨城3区）、上月良祐氏（参・茨城）、国光あやの氏（衆・茨城6区）、加藤明良氏（参・茨城）も同席した。

坂本農相からは地域実態に配慮する考えが示されたほか、今後、面積目標の設定基準を定める協議の場でしっかりと調整していくとの回答があった。

◇ 「総量確保目標」「守るべき農地」を明確に 農用地区域除外の場合 相当面積再生し確保を

5月9日の衆院農林水産委員会で食料・農業・農村基本法改正案の関連3法案の参考人質疑が行われ、全国農業会議所専務理事の稻垣照哉氏をはじめ、6人の参考人が意見を述べた。

関連3法案のうち、農地関連法案では、国・都道府県が確保すべき農用地面積の目標達成に向けた措置の強化（農振法改正案）、農地の違反転用に対する措置の強化（農地法改正案）、農地所有適格法人の経営基盤の強化に向けた農地所有適格法人の議決権要件の特例を認める農業経営発展計画制度の創設（農業経営基盤強化促進法＝基盤法改正案）を措置している。

稻垣氏は農振法改正案の目的規定に「農業生産に必要な農用地等の確保」「国民に対する食料の安定供給の確保」を追加したことは「基本法改正案を踏まえれば当然の改正」と述べる一方、農振法に基づき設定する全国の農地の総量確保の目標面積と地域計画の『守るべき農地』の面積の関係を明確にする必要があるとの認識を示した。また、農用地区域

の変更に国の関与を位置づけたことを評価した上で、やむを得ず農用地区域からの除外を行う際にはその除外面積に相当する荒廃農地を再生するなど農地の総量確保を徹底する視点が重要とした。

■ 原状回復措置を徹底

農地法改正案については、法令業務を担う農業委員会が深刻な人員不足にあるとし「さらなる業務の負荷に際しては事務の簡素化とセットで検討いただきたい」と要望。違反転用の原状回復命令に従わない場合の公表は「違反転用を是正する上で当然の改正だが、それ以前に原状回復措置の徹底が必要」と述べ、農業委員会による都道府県知事への措置の要請（同法 52 条の 4）の活用と、農業委員会向けの対応マニュアルやガイドラインの整備が必要とした。

■ 国の指導と実効性確保

基盤法改正案については、農業経営発展計画制度を同法で措置し、農地法 2 条の要件緩和で対応しなかったことを評価。「（これは）国が現場の懸念を受けて立つという決意表明であると認識している」とし、改めて国による指導など、実効性の確保を求めた。法案以外では、畦畔・水路・法面の管理コストの問題に言及、今後、食料・農業・農村基本計画を議論する際に検討が必要とし、その際は土地改良区の准組合員制度の活用や不在村地主の関係人口への取り込みがポイントになるとされた。市町村の農政部署と農業委員会事務局職員の増員も訴えた。

■ 平時から維持・強化

そのほかの参考人からは、主に国民への食料供給が大幅に減少する事態に対応する食料供給困難事態対策法案に対する意見陳述があった。「今、大枠を決めておかないと迫りくるリスクに対峙できない」（名古屋工業大学大学院教授の渡辺研司氏）、「やはり今、作っておく必要がある」（㈱農林中金総合研究所理事研究員の平澤明彦氏）など賛意を示す意見がある一方、「日本の不測時対策の最大のポイントは平時から食料自給率を維持・強化していくことに尽きる」（横浜国立大学名誉教授の田代洋一氏）、「最後の一手を打つ前の平時が非常に重要」（㈱雨風太陽代表取締役の高橋博之氏）とクギを刺す発言もあった。

エシカルバンブー㈱代表取締役社長の田澤恵津子氏は「食料の安定供給や農地の確保、有効的な農地利用を図るためにも製造業や農林水産業が事業として産業として継続していくことが必須」とし、地域ブランディングの確立や国内生産が活発だった時代への原点回帰などを提起した。

◇ 衆院農水委で関連 3 法案の参考人質疑 地方分権の流れに逆行しない 農用地区域除外で一定規模以上 国への資料提出や勧告で

前日（5月8日）の同委員会では野党各党による質疑が行われ、農振法改正案における国の関与の強化と地方分権の関係が焦点となった。同改正案では農用地区域からの除外に当たり、一定規模以上のものについて国は都道府県に協議資料の写しの提出を求めることが必要な場合は勧告を行うことができると規定している。これらの措置について坂本哲志農相は、国と地方がそれぞれの立場から農用地を確保していくことを目的にしていると説明。また、個別の除外案件に直接国が関与するものではなく、地方自治法上も許容される範囲で行われるものとし「地方分権の流れに逆行するものではない」との認識を示した。

■ 無議決権株式は否定的

基盤法改正案の農業経営基盤法改正案の農業経営発展計画制度も議論の俎上に上った。坂本農相は農業関係者の意思決定への関与が弱まるのではないかとの懸念への対応措置について ▽総議決権のうち農業関係者は株主総会の特別決議の拒否権を持つ3分の1超とした上で、農地の権利移転・転用、取締役の選任・解任を特別決議の対象にすること ▽国が同制度を認定し、その実施状況や農地の権利移転、転用を監督することで農業関係者の決定権や農地の農業上の利用を確保することを挙げた。

また、農業法人は借入金比率が高く経営基盤が弱いこと、農地所有適格法人が自己資本を充実するため増資しようとすると結果として農業者の出資割合が過半を占める必要があるため、農業者の出資負担が大きくなることが課題と指摘。これらの対応策として考えられる無議決権株式の発行については、議決権を持たない分、高い配当金を要求され、支払いができないなどの課題が聞かれるとし、否定的な見解を示した。

■ 計画把握するため必要

食料供給困難事態対策法案に関する審議では、国による生産拡大要請を受けた生産者が計画を提出しない場合の 20 万円以下の罰金が論点となった。坂本農相は国家・国民の非常時に政府はまず、どれだけの食料を確保できるか把握することが必要であり、そのためには計画の届け出をしっかりと出してもらう必要があるとの認識を示した。

武村展英副大臣は、国民の食生活上重要な農林水産物（特定食料）などを生産する「農林水産物生産業者」以外の生産者で、食料供給困難時に生産協力要請の対象となる「農林水産物生産可能業者」について言及。その範囲を「現に生産をしていないが、耕作地を有し、当該品目の生産経験があるなど、比較的容易に生産をすることができる生産者を想定している」とし、生産協力を要請する品目と現在生産する品目の生産手段が類似していること、土地の形質の変更を要しないことを要件に挙げた。

いずれも立憲民主党の金子恵美氏への答弁。

◇ 営農おろそかな不適切事業散見 営農型太陽光発電

4月 23 日の衆院農林水産委員会では、営農型太陽光発電の一時転用許可基準も質疑に浮上した。維新の会の一谷勇一郎氏は、いわゆる 8割単収要件（下部農地の単収がその市町村内の平均的な単収と比較しておおむね 2割以上減少しないこと）について「ルール的にかなり厳しすぎる」と述べ、政府の認識をただした。

坂本農相は営農型太陽光発電について、農業収入に加えて売電収入による農家所得の向上や非常時の電力供給などが期待できると述べる一方、「近年、発電に重きを置き、営農がおろそかになっている営農型太陽光発電が散見される」と指摘。一番の問題は、発電事業者が太陽光パネルの下で形だけ高麗人参や柿などを植えている不適切事業であり、こうしたケースがかなり大規模に見られることは事実だとした。その上で、農水省として、地域ごとの最適な栽培体系を検討してもらうための取り組み支援、「取り組み支援ガイドブック」の作成、事業化をめざす農業者に対する相談対応などを通じて「営農型太陽光発電の適切な導入を後押ししたい」と述べた。

◇ 認定農業者数 前年から 5071 減少 22 万 2362 経営体に 22 年 3 月末現在

農水省は 2022 年 3 月末現在の農業経営改善計画の認定数（認定農業者数）が前年から 5071 経営体減少し、22 万 2362 経営体になったと公表した。このうち法人の認定数は 2 万 7943 経営体（13%）で、前年から 840 経営体増加した。

営農類型別の構成割合は、複合経営が 42% で最も高く、次いで稻作 18%、施設野菜 9%、果樹類 8%、露地野菜 7%、肉用牛・養豚・養鶏など 6%、酪農 4%、花卉・花木 3% と続いた。

年齢構成は 29 歳以下が 1%、30 歳代が 6%、40 歳代が 15%、50 歳代が 22%、60~64 歳が 16%、65 歳以上が 41% で、60 歳以上が 57% を占めた。

法人形態別では、株式会社が 45%、特例有限会社が 26%、農事組合法人が 24% の順。この 10 年間で株式会社形態の割合が 20.3 ポイント増加した。

認定農業者数は 17 年以降、減少が続いている、この間の年齢構成は 49 歳以下が 0.6 ポイント減少し、65 歳以上が 0.6 ポイント増加した。

◇ 仕組みづくりへ検討継続 適正化価格協議会、今後の方向を確認 取引価格やコスト構造など明確に

農水省は 4 月 5 日、適正な価格形成に関する協議会の第 4 回会合を開き、これまでの協議の状況と今後の検討方向を確認した。同協議会では、豆腐・納豆と飲用牛乳の二つのワーキンググループがそれぞれ 3 回会合を開き、議論を重ねてきた。主な論点はコストデータの収集方法やコスト指標の作成・活用方法などだが、出席者間で意見の乖離もあり、結論には至っていない。

今会合では、価格形成の仕組みづくりに向けて検討を継続することを確認。品目ごとの実態調査を行い、各段階の取引価格やコスト構造などを明らかにすること、企業情報の取り扱いを含めて各階のデータ収集の課題を検証することについて認識を共有した。また、検討に当たっては取引上の立場が弱い側が取引条件として一方的に負担を強いられている実情があることを踏まえ、協議することも確認した。

同省ではコスト構造の実態調査について、米、大豆、小麦のほか、野菜（ピーマン、大玉トマト、キャベツなど）、果実（ミカン、リンゴなど）、茶、飲用牛乳、鶏卵、食肉（牛肉、豚肉、鶏肉）、加工食品（豆腐・納豆、コンニャクなど）を対象品目案として挙げている。各段階における価格交渉や契約における課題把握など取引実態調査も同時に実施する方針。

同省によると、出席者からは食料システム全体で協調しながら価格形成について議論する場があること、食料・農業・農村基本法改正案に「持続的な供給に要する合理的な費用への考慮」が規定されていることを評価する発言があったという。

★ 「I 農政対策ニュース」は、主に全国農業会議所が発行する「全国農業新聞」2面の記事等を抜粋・転載している。同新聞は農業委員会活動にタイムリーで有益な情報が満載されているので、当会では購読を推進している。購読希望者は、IV 情報のページ（13 頁）を参照のこと。

II 組織の動き

◇ 4月の常設審議委員会

県農業会議は4月22日に静岡市の静岡中央ビルで定例の常設審議委員会を開いた。下表の農地法等に基づく諮問案件について、許可相当として答申した。

なお、令和6年3月の県内における農地転用許可案件については10頁（県農地調整課まとめ）のとおり。

【議事】農地法等に基づく諮問

(件)

法令別 市町別	農地法			農振法 15条の2
	4条	5条	計	
静岡市	-	1	1	-
浜松市	-	2	2	-
御殿場市	-	1	1	-
菊川市	-	1	1	-
函南町	-	1	1	-
計	-	6	6	-

(注) 諮問案件はすべて同一目的の申請に係る農地面積が30a超

◇ 農地利用最適化研究会を開催

県農業会議は4月22日に静岡市の静岡中央ビルで農地利用最適化研究会を開いた。

研究会では、本会議から県知事に提出した「令和6年度静岡県農業施策に関する要望」の措置状況について、県経済産業部農業局 望月良英技監から回答があった。また、令和6年度農業関係主要施策について、同 勝地孝則農業戦略課長から説明があった。

委員からは、半農半Xの各企業の理解や定年が65歳になることの定年退職者の扱い手への融資の問題、求められる地域計画の目標地図の素案、施設園芸大國しづおか構造改革促進事業費など施設を更新する際の予算を増額してほしいなどの意見が出された。



農地利用最適化研究会の様子

◇ 静岡県荒廃農地調査DX化推進研究会総会並びに第1回研究会を開催

県農業会議は4月30日にWEBで標記研究会総会並びに研究会を開催した。

本研究会は、農業委員会が行う荒廃農地調査（利用状況調査）に多くの労力がかかっていることから、デジタルの力により効率化を進め、業務の改善を図っていこうとするもの（DX化）。令和5年度に試験的に県内5市で、衛星画像をAI解析し荒廃農地の可能性のある農地を絞り込むサグリ株が提供するサービス



総会・研究会の様子

「ACTABA」を活用し、DX化の取り組みを進めてきたものを、令和6年度以降も継続可能な体制を作るため、研究会を立ち上げた。

本年度、研究会では ACTABA の大規模アップデートが予定されていることから、改めて操作方法の習得や情報交換、茶園判定精度向上の取り組み等を行い、併せて研究会活動の普及に努めていくこととした。

引き続き開催した第1回研究会では、本年度 ACTABA 利用予定の松崎町、三島市、菊川市の農業委員会から利用方法について報告し、情報・意見交換を行った。

◇ 令和6年度農地集積・集約化関係事業等に関する説明会を開催

県農業ビジネス課、県農業振興公社、県農業会議の3者は5月14日、標記説明会を静岡市のグランシップで開いた（WEB併用）。県、市町、農業委員会、JAの担当者など143人が参加した。

説明会では、地域計画や農地利用最適化、荒廃農地対策、農地中間管理事業、農業法人誘致について説明した。御殿場市と島田市の地域計画策定に向けた取組事例の発表も行った。県農業会議からは農業委員会サポートシステムについて説明を行った。



事業等説明会の様子

◇ 農業者年金新任担当者等研修会を開催

県農業会議とJA静岡中央会は標記研修会を4月23日に静岡市の静岡県農業会館で会場とWebを併用して開催。市町農業委員会の農業者年金担当者35人とJAの担当者21人の合計56人が出席した。

研修会では本会職員が、農業者年金の資格、保険料、給付等について説明し、意見交換を行った。

◇ 全国農業新聞静岡支局情報員打合せ・研修会を開催

全国農業新聞静岡支局（県農業会議）は5月17日、標記研修会を静岡市の静岡中央ビルで開いた。

同紙の東海版・地方総合版等に地域の情報を提供をいただく情報員は、各地区の農業委員会職員協議会から推薦された市町農業委員会職員18人。情報員には、全国農業会議所会長名で委嘱状を交付した。



研修会では、全国農業会議所新聞編集部 審議役・主幹の碓氷晴之氏から、「全国農業新聞の取材と記事の書き方・写真の撮り方」について丁寧で分かりやすい説明を受けた。

情報員には年1～2回、寄稿していただくこととなる。

農地転用許可案件集計表(3月分)

R6

事務所名	条項	件数	面積(m ²)
賀茂	4条	0	0
	5条	4	4,163
	計	4	4,163
東部	4条	0	0
	5条	1	165
	計	1	165
志太榛原	4条	0	0
	5条	0	0
	計	0	0
中遠	4条	0	0
	5条	0	0
	計	0	0
農地利用課	4条	0	0
	5条	0	0
	計	0	0
県計	4条	0	0
	5条	5	4,328
	計	5	4,328

移譲市町名	条項	件数	面積(m ²)
静岡市	4条	2	1,190
	5条	2	1,294
	計	4	2,484
浜松市	4条	5	671
	5条	39	17,589
	計	44	18,260
沼津市	4条	2	39
	5条	0	0
	計	2	39
三島市	4条	1	58
	5条	1	1
	計	2	59
富士宮市	4条	2	6,025
	5条	4	14,830
	計	6	20,855
伊東市	4条	1	792
	5条	0	0
	計	1	792
島田市	4条	3	404
	5条	10	4,728
	計	13	5,132
富士市	4条	1	20
	5条	3	7,724
	計	4	7,744
磐田市	4条	2	138
	5条	5	19,011
	計	7	19,149
焼津市	4条	0	0
	5条	2	864
	計	2	864
掛川市	4条	1	804
	5条	30	15,498
	計	31	16,302
藤枝市	4条	1	341
	5条	3	1,447
	計	4	1,788

移譲市町名	条項	件数	面積(m ²)
御殿場市	4条	0	0
	5条	2	382
	計	2	382
袋井市	4条	1	510
	5条	21	21,717
	計	22	22,227
裾野市	4条	2	134
	5条	4	3,525
	計	6	3,659
湖西市	4条	0	0
	5条	6	3,720
	計	6	3,720
伊豆市	4条	0	0
	5条	3	3,183
	計	3	3,183
御前崎市	4条	1	261
	5条	7	6,025
	計	8	6,286
菊川市	4条	3	784
	5条	5	12,338
	計	8	13,122
伊豆の国市	4条	0	0
	5条	1	286
	計	1	286
牧之原市	4条	0	0
	5条	7	3,722
	計	7	3,722
長泉町	4条	0	0
	5条	0	0
	計	0	0
小山町	4条	0	0
	5条	1	528
	計	1	528
吉田町	4条	0	0
	5条	4	1,016
	計	4	1,016
移譲市町計 (24市町)	4条	28	12,171
	5条	160	139,428
	計	188	151,599

合計	4条	28	12,171
	5条	165	143,756
	計	193	155,927

用途別	件数	面積(m ²)	面積構成比
公共施設	0	0	0.0%
農林漁業	2	506	0.3%
住宅	79	25,550	16.4%
鉱工業	3	3,643	2.3%
道水路	2	39	0.0%
植林	0	0	0.0%
他建設用	6	7,140	4.6%
他施設用	73	63,276	40.6%
一時転用	28	55,773	35.8%
合計	193	155,927	100%

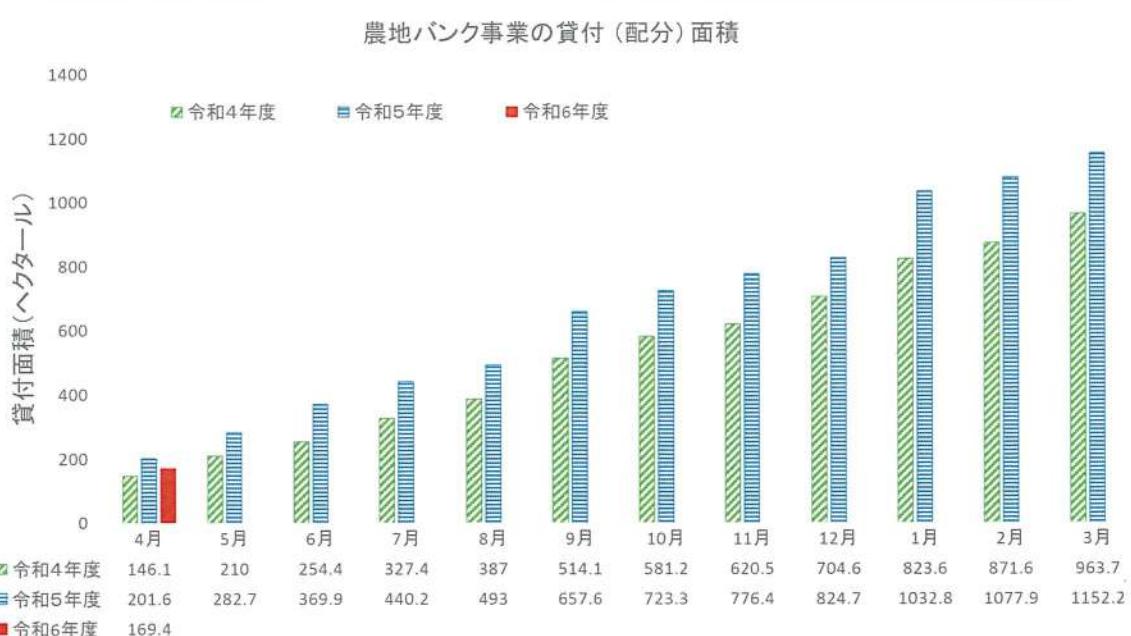
静岡県農地バンク(静岡県農業振興公社・農地中間管理機構)からのお知らせ

令和6年度農地バンク事業貸付実績(4月末実績)

			(単位: ha)		
市町名	目標面積	4月末実績	市町名	目標面積	4月末実績
下田市	6		裾野市	4	0.5
東伊豆町	2		清水町	0	
河津町	2		長泉町	3	0.3
南伊豆町	2		御殿場市	10	4.1
松崎町	4		小山町	11	5.6
西伊豆町	1		東部地域	118	17.9
賀茂地域	17		富士宮市	23	6.2
熱海市	1		富士市	48	14.1
伊東市	2	1.6	富士地域	70	20.3
三島市	39	1.1	静岡市	63	1.8
函南町	2	3.0	中部地域	63	1.8
伊豆市	2		島田市	44	0.4
伊豆の国市	8		焼津市	42	3.3
沼津市	36	1.6	藤枝市	38	5.4
			市町名	目標面積	4月末実績
			川根本町	5	
			牧之原市	53	8.1
			吉田町	6	0.6
			志太檍原地域	188	17.9
			御前崎市	30	1.5
			菊川市	40	11.7
			掛川市	35	3.2
			磐田市	80	51.1
			袋井市	122	
			森町	1	3.0
			中遠地域	308	70.4
			浜松市	220	41.1
			湖西市	16	
			西部地域	236	41.1
			県計	1000	169.4

※ラウンドにより合計値は一致しないことがあります。

農地バンク事業の月別取組状況(令和4年～令和6年)



Ⅲ 農業者年金のページ

若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動

■ ■ 本県における農業者年金の加入推進について ■ ■

☆令和 6 年度の新規加入者の実績

		令和 6 年 4 月	目標	令和 6 年 4 月	
本 県	加入者数			実績	達成率
	20~39 歳	1 人	54 人	1 人	2.6%
	女性	2 人	45 人	2 人	7.4%
全 国	加入者数	311 人	3,022 人	311 人	10.3%
	20~39 歳	177 人	1,724 人	177 人	10.3%
	女性	95 人	1,025 人	95 人	9.3%

伊豆の国市 2 人、御前崎市、磐田市、浜松市 1 人

☆令和 6 年度現況届について

- ・農業者年金基金は、5 月 22 日以降順次、受給権者に現況届を発送する予定です。
- ・受給権者は農業委員会に 6 月中に現況届を提出して下さい。9 月中に提出されない場合は、11 月以降の年金が差し止めとなります。
- ・経営移譲年金と特例付加年金の受給権者は、「支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」への記入が必要です。
- ・特例付加年金受給者が今年初めて現況届を提出する方は、農業所得の納税申告名義などの各諸名義を経営・継承の相手方に変更することが必要です。
- ・御本人が署名・記入を行ってください。なお、御自身が署名・記入できない場合は、代理人（親族等）が「受給権者の欄」と「代理人の欄」に署名・記入を行って下さい。
- ・現況届を紛失した場合は、手書き用の現況届が農業委員会にあります。

☆農業者年金 Q & A

【質問】 経営移譲年金受給者が後継者に貸している農地に太陽光発電として第 3 者に所有権移転して農地転用する場合、支給停止になりますか。

【回答】 原則、支給停止となります。

支給停止にならない方法として、「買換え」があり、①後継者に貸した農地の返還、②第 3 者に売買による所有権移転、第 3 者に売却した農地面積の 8 割以上を第 3 者から農地として購入③②により購入した農地を後継者に農地法第 3 条等で 10 年以上で貸し付けを行います。

詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。



■ 全国農業図書刊行案内 ■ ■

図書名	コード番号	仕様等	価格 (送料別)
集落営農の担い手確保と第三者継承	R05-39	102頁	880円
農業者年金加入推進事例集 Vol. 16	R05-40	48頁	770円
増補 農地利用の最適化と地域計画の策定に向けて	R05-41	82頁	550円
農業委員会研修テキスト5 都市農地賃借法	R05-42	29頁	770円
よくわかる農地の法律手続き 5訂	R05-43	192頁	2,200円
独立就農・企業参入の支援と農業委員会の役割	R05-44	118頁	770円
令和6年度経営所得安定対策と米対策	R05-45	16頁	110円
農家の経営継承と納税猶予制度のあらまし 改訂第4版	R05-46	8頁	440円
農業の従業員採用・育成マニュアル 改訂第6版	R05-47	405頁	4,290円
はじめてのパソコン農業簿記 改訂第9版	R05-48	176+45頁	3,300円
農業経営基盤強化促進法の解説 3訂	R05-49	677頁	3,850円
農業経営基盤強化促進法 一問一答集 3訂	R05-50	305頁	2,530円
『農政調査時報』第591号 2024春	R05-51	60頁	423円
2024年度版 日本農業技術検定 過去問題集3級	R06-01	268+116頁	1,430円
2024年度版 日本農業技術検定 過去問題集2級	R06-02	192+72頁	1,375円
農業者年金制度と加入推進 2024年度版	R06-03	76頁	550円
義務化されました！相続登記の申請 (農業者の皆さまへ)	R06-07	2頁	33円
義務化されました！相続登記の申請 (農業関係機関・団体の皆さまへ)	R06-08	8頁	121円
こうやった！目標地図の座談会	R06-09	108頁	990円

NEW**NEW****NEW**

■ ■ 全国農業新聞 ■ ■

令和6年7月号の申込・中止・変更の締切は、
令和6年6月12日(水)となりますのでよろしくお願いします。

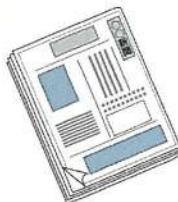


経営と暮らしを応援！最新の情報を発信し農業者を笑顔に輝かせます☆

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する専門紙です。

- 特徴のある週刊新聞・・・解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- 時代に鋭く斬り込む・・・農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- 農業委員・推進委員に役立つ・・・農地集積、担い手対策の参考に
- 経営に役立つ・・・経営者マインドと実務情報
- 喜びや悩みを共感できる・・・読者の心に訴える
- 深みと味がある・・・単なる情報で終わらない
- 読みやすく親しみやすい・・・老若男女が楽しく読める



発行日：毎週金曜日 購読料：月額 700円、年 8,400円（消費税込）

※購読料の支払方法は、口座振替になります。

※購読の申し込みは、下記申込書にご記入のうえ静岡県農業会議までFAX下さい。

お問い合わせ・申込先 (一社)静岡県農業会議 TEL:054-294-8321 / FAX:054-294-8380

発行：(一社)全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

情報事業の強化については農業委員の皆様の協力が必要不可欠です。
農業委員・推進委員1人1部新規購読者の確保をお願いします。

全国農業新聞申込書

会議情報

申込日：令和 年 月 日

全国農業新聞を 部 月より申込みます。

郵便番号	〒	—
住所		
電話番号	—	—
ふりがな		
氏名		

■ 本紙制作の参考にいたしますので該当項目に○印をつけて下さい

役職	経営			農業者年金	
農業委員		専業		認定農業者	加入者
推進委員		兼業		納税猶予者	受給者
市町議会議員		非農家			
その他役職者					

※この申込書は、全国農業新聞の送付・領収の他、アンケート以外には使用いたしません。

— 静岡県農業会議は地域に密着した情報発信を目指しています。 —

V 今後の日程

- 5月 28日(火) 農業者年金業務担当者会議・担当者研修会(静岡市・静岡県農業会館)
28日(火) 農業者年金基金考查指導に係る打合せ(静岡市・静岡県農業会館)
29日(水) 全国農業委員会会長大会(東京都・文京シビックホール)
30日(木) 厚木市都市農業支援センター視察・研修(神奈川県・厚木市)
- 6月 4日(火) 新任農業委員会事務局職員研修会(WEB)
4日(火) 静岡県農業会議事業説明会(WEB)
6日(木) 静岡県農業委員会職員協議会監査・役員会(静岡市・静岡中央ビル)
21日(金) 第127通常総会(静岡市・静岡県産業経済会館)
21日(金) 常設審議委員会(静岡市・静岡県産業経済会館)
24日(月) 地域計画個別相談会(南伊豆町)
24日(月) 地域計画個別相談会(島田市、藤枝市、静岡市)
25日(火) 地域計画個別相談会(御殿場市、吉田町)
- 7月 3日(水) 静岡県農業委員会職員協議会第74回定期総会(静岡市・グランシップ)
3日(水) 営農型太陽光発電事業に係る研修会(静岡市・グランシップ)
5日(金) 農業委員会会長・事務局長会議(静岡市・クーポール会館)
10日(水) タブレット操作研修会(小山町)
22日(月) 常設審議委員会(静岡市・静岡中央ビル)
29日(月) 農業者年金記録管理システム研修会(静岡市・清水テルサ)
30日(火) 農業者年金記録管理システム研修会(三島市・三島市生涯学習センター)
- 8月 1日(木) 西部地区別農地利用最適化推進研修会(袋井市・南部コミュニティーセンター)
2日(金) 中部地区別農地利用最適化推進研修会(静岡市・しづぎんホールユーフォニア)
22日(木) 常設審議委員会(静岡市・静岡中央ビル)

(下線=新規・変更)

農業者年金個別相談会の予定

- | | | | | | |
|----|---------------|---------------|----|---------------|----------|
| 7月 | <u>31日(水)</u> | 浜松市(北区行政センター) | 8月 | <u>27日(火)</u> | 島田市(市役所) |
| 8月 | <u>5日(月)</u> | 御前崎市(市役所) | | <u>30日(金)</u> | 菊川市(市役所) |
| | <u>26日(月)</u> | 富士宮市(市役所) | 9月 | <u>4日(水)</u> | 浜松市(市役所) |

